

第2期 渋川市地域福祉計画

第2期 渋川市成年後見制度利用促進基本計画

渋川市再犯防止推進計画

地域福祉について

「地域福祉」は、地域で暮らす、すべての人のための「地域ぐるみの福祉」です。誰もが安心して暮らせるよう、わたしたち一人ひとりや、地域で活動する組織・団体、社会福祉協議会、行政等の関係者がつながり、互いに協力し、支え合って、個人や地域が抱える課題の解決に取り組む考え方です。

計画策定の背景・趣旨

「第2期渋川市地域福祉計画」は、これからの社会と地域の変化に対応し、本市の地域福祉のさらなる推進に向けて取り組むための計画です。地域住民の意見や関連法の改正等を踏まえ、策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、渋川市総合計画を上位計画として、地域福祉の推進に向け、基本的な方向性などを定めるものです。

また、渋川市社会福祉協議会が策定する渋川市地域福祉活動計画と基本理念を共有し、両計画の整合を図りながら策定しました。

計画の期間

- 令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間の計画です。
- 社会経済情勢の変化に合わせて、概ね5年を目的に中間見直しを行います。



基本理念

計画の基本的な考え方（基本理念）を次のとおり定めます。


支え合う より良い福祉の まちづくり

～やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち～

施策の体系

基本理念に基づく3つの基本目標と、目標に向けた12の施策の柱を設定し、計画の推進を図ります。

基本目標	施策の柱
1 人々が支え合う地域づくり	1 市民協働・市民活動への支援の充実 2 福祉人材の育成と活用
2 支援につながる地域づくり	1 子育て支援の充実 2 高齢者支援の充実 3 障害者支援の充実 4 生活支援の充実 5 包括的な支援体制の充実
3 安心して暮らせる地域づくり	1 権利擁護の推進 2 健康・生きがいづくりの推進と充実 3 地域医療の充実 4 防災・安全対策の充実 5 移動・暮らしの支援の充実

具体的な施策と市の主な取組は次のページをご覧ください 

計画の策定体制等

社会福祉関係者、保健医療関係者、市民の方などで構成される渋川市地域福祉推進委員会や、市役所職員による策定委員会を設置し、計画の策定に向けた協議・検討を進めました。

また、18歳以上の市民3,000人を対象に渋川市と渋川市社会福祉協議会が合同で実施した「市民意識調査」、地域福祉に関係する団体との「意見交換会」、「市民意見公募」等を通して、市民や地域の意見の反映に努めました。

基本目標1 人々が支え合う地域づくり

市民、地域で活動する組織や団体、社会福祉協議会、行政などが、互いに協力・連携を図りながら、支え合う仕組みや体制の充実を図るとともに、地域福祉を支える人材の育成と活用を促進します。

1 市民協働・市民活動への支援の充実

(1) 市民と行政の協働・連携体制の充実

○市民とともに進めるまちづくりの推進

(2) 地域団体・組織等への支援

○地域組織・団体活動への支援
○社会福祉協議会への支援
○共同募金運動への協力

(3) ボランティア・NPOの活動への支援

○ボランティア活動に関する人材育成等の支援
○ボランティア・NPO活動への支援

2 福祉人材の育成と活用

(1) 福祉人材の育成と活用

○福祉人材の育成・支援

(2) 福祉教育への支援

○学校教育における福祉教育の推進
○手話の理解・普及の推進

(3) 民生委員児童委員との連携と活動支援

○民生委員児童委員活動への支援



基本目標2 支援につながる地域づくり

地域で生活するうえで、支援を必要としている人が、適切な支援やサービスを受けることができるよう、既存の制度や仕組みを活用しつつ、包括的・分野横断的な支援体制の構築を推進します。

1 子育て支援の充実

(1) 保育・子育て支援の充実

○子育て支援サービスの充実
○保育サービスの充実
○子育て支援のネットワークづくり
○子育てに関する相談体制の充実



(2) 児童生徒の健全育成

○地域における交流の推進
○非行や不登校等への支援
○施設・設備の充実
○ヤングケアラーへの支援

2 高齢者支援の充実

(1) 高齢者福祉の充実

○高齢者等への支援
○日常生活における支援
○ICT（情報通信技術）の活用支援
○認知症施策の推進
○認知症高齢者等の安全確保の支援



(2) 介護予防・介護保険事業の充実

○介護予防活動の推進
○介護予防に関するボランティア等の育成
○介護予防事業対象者の把握
○介護保険サービスの充実

3 障害者支援の充実

(1) 障害者福祉の充実

○障害のある人への総合的な支援の充実
○相談・情報提供体制の整備
○共生型サービスの推進
○住まいに関する支援

(2) 障害のある子どもの保育・教育の充実

○ライフステージに応じた支援
○相談・支援体制の充実
○教育の充実
○医療的ケア児への支援の促進

(3) 障害のある人の情報取得・意思疎通の支援

○情報取得に関する支援
○意思疎通に関する支援
○手話の理解・普及の推進

4 生活支援の充実

(1) 生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者・生活保護受給世帯への自立支援

(2) 就労への支援

- 就業機会の充実
- 雇用に関する相談体制の充実
- シルバー人材センターへの支援

5 包括的な支援体制の充実

(1) 包括的・分野横断的支援体制の充実

- 包括的支援体制の整備
- 様々な相談体制の整備
- 多機関が連携した支援体制の整備
- 地域における拠点整備の推進
- 自殺対策の推進



基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

地域に暮らす人々が、お互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることができる共生社会を目指し、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしが続けられるよう、各分野の取組の推進・充実を図ります。

1 権利擁護の推進

(1) 権利擁護の推進

- 共生社会実現のまちなに向けた取組
- 子どもの虐待防止
- 高齢者の虐待防止
- 障害のある人の虐待防止
- 障害のある人に対する理解の促進
- DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止
- 男女共同参画の推進
- 多様な性への理解の促進
- 成年後見制度の利用の促進

2 健康・生きがいのづくりの推進と充実

(1) 健康づくりの推進

- 生活習慣病改善への支援
- 母子の健康づくりの推進
- 食育の推進

(2) 生きがいのづくりの充実

- 生涯学習活動の推進
- 高齢者の生きがいのづくりの充実
- 障害のある人の生きがいのづくりの充実

3 地域医療の充実

(1) 地域医療体制の充実

- 地域医療体制の充実
- 救急医療体制の充実

4 防災・安全対策の充実

(1) 防災対策の充実

- 地域の防災組織・協力体制の充実
- 防災設備等の整備
- 要配慮者に対する支援
- 避難行動要支援者の把握と共有
- 緊急時における支援体制の整備

(2) 防犯対策の充実

- 安全・安心なまちづくりの推進

(3) 交通安全体制の整備

- 交通安全意識の醸成
- 交通安全施設の整備

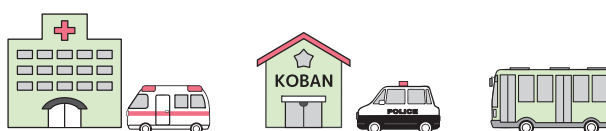
5 移動・暮らしの支援の充実

(1) 移動支援の充実

- 公共交通ネットワークの構築
- 公共交通機関に関する情報提供の充実
- 高齢者等に対する移動支援

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組の推進

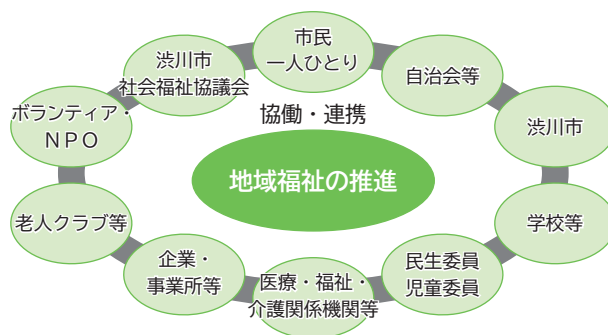
- 住まいなどのバリアフリー化に関する支援
- 低床車両の普及促進
- ユニバーサルデザインに関する理解の促進



*「○」印はそれぞれの施策における【市の主な取組】です。

計画の推進体制

市民、行政、渋川市社会福祉協議会をはじめとした様々な主体が協働・連携して、本計画に基づく施策や事業に取り組み、地域福祉の推進を図ります。



第2期渋川市成年後見制度利用促進基本計画

「第2期渋川市成年後見制度利用促進基本計画」は、誰もが尊厳ある暮らしを続けられるまちづくりに向けた計画です。認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があること等により、判断能力が不十分な人を法的に保護し、本人の意思を尊重した決定ができるよう支援する「成年後見制度」が適切に利用されるよう、「第2期渋川市地域福祉計画」と合わせて策定しました。

基本目標 1 地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

○地域連携ネットワークの構築

○中核機関の運営

基本目標 2 成年後見制度及び相談窓口の普及促進

○成年後見制度の周知・啓発

○相談窓口の周知

基本目標 3 利用しやすい環境整備と担い手の確保・育成等の推進

○相談支援体制の充実

○多様な担い手の確保・育成等の推進

○市長申立ての適切な実施と利用支援の推進

○後見人支援の推進

渋川市再犯防止推進計画

「渋川市再犯防止推進計画」は、犯罪や非行をした人が社会的に孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう継続的に支援するとともに、そのための環境を整えることによって再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とする計画です。「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に示される「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に資する計画」として、「第2期渋川市地域福祉計画」と合わせて策定しました。

主な課題と取組

1 就労・住居の確保

5 民間協力者の活動促進

2 保健医療・福祉サービスの利用促進

6 地域による包摂の推進

3 学校等と連携した修学支援の実施

7 再犯防止に向けた体制の整備

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

第2期渋川市地域福祉計画

第2期渋川市成年後見制度利用促進基本計画

渋川市再犯防止推進計画

【令和6年3月発行】

概要版

発行：渋川市

編集：福祉部 地域包括ケア課

〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地

TEL 0279-22-2111 FAX 0279-24-6541

URL <https://www.city.shibukawa.lg.jp>

各計画書の詳細は、渋川市ホームページでご覧いただけます。